

《新型コロナウイルス感染症対策》  
但馬地域居住者による市内宿泊促進事業  
「STAY豊岡 with 但馬」の事業概要

但馬地域に居住している方が事業対象施設に宿泊した場合の宿泊料金の一部を補助します。支援内容は次のとおりです。

## 1 補助対象者

**但馬地域に居住している方(申請者の住所が分かる身分証明書の写しの提出が必要です)ただし、ビジネス利用は対象外とします。**

注)1 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針において、酒類提供・会食等は同居家族・介助者等を除き、1グループ4人以内との要請がなされています。引き続き、感染再拡大防止のための対策にご協力をお願いいたします。

注)2 単身赴任等により、住民票を異動せずに但馬地域にお住まいの方も対象です。その場合、但馬地域に居住していることが分かる書類(例：住所が確認できる公共料金の領収証等)の提出が必要です。

## 2 補助対象期間

**2021年8月19日(木)の宿泊分をもって新規受付を終了します。**

2021年4月9日(金)から2021年8月31日(火)までの間の宿泊  
ただし、4月29日(木・祝)から5月9日(日)までの間の宿泊を除く。

## 3 支援内容

1人1泊あたりの補助額(定額)

- |                               |                |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 宿泊料金が10,000円以上の場合         | 5,000円(3,000円) |
| (2) 宿泊料金が5,000円以上10,000円未満の場合 | 3,000円(1,000円) |

ただし、兵庫県が実施する「スキー場周辺地域宿泊支援事業」の対象となる日高地域への4月30日(金)までの間の宿泊は、( )内の額とする。

注) 宿泊料金とは、宿泊プランに含まれる代金(消費税を含む)とし、施設に滞在しているときに追加で注文した商品及びサービスに係る代金を除く。

## 4 事業対象施設

事業対象施設は、市ホームページに掲載します(随時更新)

## 5 その他

本事業は、国の「GoToトラベルキャンペーン」の再開又は兵庫県による「県民向け旅行・宿泊代金割引・クーポン券配布事業」が実施され次第終了します。なお、国や県の事業の開始が発表された日以前に予約した宿泊は対象とします。ただし、国や県の事業との併用は不可とします。なお、申請額が予算上限に達した場合は、その時点で事業を終了します。

事業対象施設は次の条件を全て満たし、「STAY豊岡 with 但馬」事業対象施設として市が認定した宿泊施設です。

- 旅館業法の営業許可を受けている者が運営している施設
- 豊岡市新型コロナウイルス感染症対策認証制度「CLEAN and SAFE TOYOOKA」認証取得施設
- 「STAY豊岡 with 但馬」対象施設として市から認定を受けた施設

《本事業に関する問い合わせ先》 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

**豊岡市環境経済部大交流課 TEL21-9016 FAX22-3872**

(午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日を除く)

《新型コロナウイルス感染症対策》  
但馬地域居住者による市内宿泊促進事業  
「STAY豊岡 with 但馬」事務処理手順

《事務処理手順》

1 但馬地域に居住している方から宿泊予約を受ける。

電話、事業対象施設の公式サイト又は市内の登録旅行代理店を通して予約を受付けてください。OTAからの予約は対象外となりますのでご注意ください。

注) 市ホームページに各施設の予約可能方法(直接、施設公式サイト、市内旅行代理店)を記載します。

2 【宿泊日のチェックイン時】宿泊者から次の書類(補助金申請書類)を受け取る。

(1) 宿泊予約者が記入済の補助金等交付申請書類を持参した場合 ※押印の必要はありません

- ・「補助金等交付申請書兼誓約書(様式第2号)」及び「補助金等実績報告書兼交付請求書兼受領委任状(様式第4号)」に申請者の住所、氏名、連絡先電話番号、宿泊者名簿の記入を確認する。
- ・身分証明書等の提示を依頼し、宿泊者全員が但馬地域に居住していることを確認するとともに、**申請者の身分証明書類の写し**を入手する。
- ・単身赴任等により、住民票を異動せず但馬地域のお住まいの方の場合は、住所が確認できる公共料金の領収証等、居住していることがわかる書類の提示が必要です。

(2) 宿泊予約者が記入済の補助金等交付申請書類を持参していない場合 ※押印の必要はありません。

- ・宿泊予約者が当該制度の利用を希望する場合、身分証明書等の提示を求め、宿泊者全員が但馬地域に居住していることを確認するとともに、**申請者の身分証明書類の写し**を入手する。
- ・「補助金等交付申請書兼誓約書(様式第2号)」及び「補助金等実績報告書兼交付請求書兼受領委任状(様式第4号)」に申請者の住所、氏名、連絡先電話番号、宿泊者名簿の記入を依頼する。

3 サービスの提供

宿泊者に感染防止対策を講じたサービスを提供する。

4 【宿泊料金請求時】補助金額を除いた料金を宿泊者へ請求する。

補助金額は、**宿泊料金10,000円以上の場合** 5,000円(3,000円)  
**宿泊料金5,000円以上10,000円未満の場合** 3,000円(1,000円)

ただし、兵庫県が実施する「スキー場周辺地域宿泊支援事業」の対象となる日高地域への4月30日(金)までの間の宿泊は、( )内の額とする。

注) 宿泊料金とは、宿泊プランに含まれる代金(消費税を含む)とし、施設に滞在しているときに追加で注文した商品及びサービスに係る代金を除く。

5 【宿泊者のチェックアウト後】

宿泊者から提出された「補助金等実績報告書兼交付請求書兼受領委任状(様式第4号)」の(受任者)欄に所在地、施設名、代表者氏名、連絡先電話番号を記入し、当該宿泊者に発行した「領収書(写し)」及び「1人1泊当たりの基本的な宿泊料金が分かる利用明細書」、「申請者の身分証明書類の写し」を添付のうえ、「補助金等交付申請書兼誓約書(様式第2号)」とともに、市役所本庁大交流課又は各振興局地域振興課に提出する。

なお、当該申請書類は、**2021年9月13日(月)まで**に提出すること。

6 【補助金交付】

市から事業対象施設(補助金受領受任者)の指定口座に補助金を振込みます。

補助金の支払日は、毎月5日、15日、25日。ただし、書類の提出時期、件数によって振込日は異なります(補助金の支払いには、書類の提出から概ね1か月程度が必要になります)。

7 【補助金受領確認】

市から入金された補助金額に誤りがないか確認する。